

南砺市告示第90号

南砺市文化芸術振興事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

南砺市長 田中幹夫

南砺市文化芸術振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市文化芸術振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、南砺市内における文化芸術の振興を図るため、南砺市を拠点とした文化芸術等の活動を行う団体（以下「補助対象者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文化協会・美術協会活動事業
- (2) 無形文化財、郷土芸能、伝統芸能保存団体活動事業
- (3) その他文化イベント事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治又は宗教活動に関わるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認めるもの
- (3) 市が実施する他の補助事業に該当するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 団体等の管理に要する経費（団体の職員・会員の人件費を含む。）

- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) 他の補助金等の交付の対象とされた経費
- (4) その他補助することが適当でない認められる経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、同一の年度における同一の補助対象者につき、1回限りとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、南砺市文化芸術振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し南砺市文化芸術振興事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。
(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南砺市文化芸術振興事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費総額の20パーセントを超える増減
- (2) 補助対象事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに南砺市文化芸術振興事業補助金実績報告書(様式第4号の1)に次に掲げる書類を

添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 南砺市文化芸術振興事業補助金成果報告書（様式第4号の2）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、南砺市文化芸術振興事業補助
金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の請求は、南砺市文化芸術振興事業補助金（概算払）請求書（様式
第6号）による。

（補助金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがある
ときその他規則第16条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部または一部の
返還を命ずるものとする。

（状況報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について、市長の要求が
あったときは、速やかに支出根拠資料（領収書等）を市長に提出しなければならない。
い。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失
効前に交付決定した団体に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例
による。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	内容
賃金	事業の推進に必要な業務に係る人件費
報償費	謝礼、出演料 等
旅費	旅費、宿泊料（出演者、講師にかかるものに限る）
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（会議時における湯茶に限る）、印刷製本費、光熱水費、修繕料 等
役務費	通信運搬費、手数料、広告料、保険料 等
委託料	会場設営委託料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具類等賃借料 等
原材料費	
備品購入費	ただし、1品20万円以上かつ耐用年数5年以上の場合、補助率は3分の1とする。
補助金又は助成金	<ul style="list-style-type: none">・加盟団体が主催する発表会等開催事業のうち、文化協会が共催する事業に対する助成および加盟団体の活動に対する助成事業（補助限度額：1団体あたり20,000円）・文化協会等に加盟する無形文化財、郷土芸能、伝統芸能保存団体が実施する伝統文化継承事業に対する助成事業（補助限度額：1保存団体あたり160,000円）

様式第1号（第6条関係）

南砺市文化芸術振興事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)南砺市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年度において南砺市文化芸術振興事業補助金の交付を受けたいので、南砺市文化芸術振興事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金等申請額 金 円

2 補助対象事業の目的及び内容

3 補助対象事業実施時期 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第2号(第7条関係)

南砺市文化芸術振興事業補助金交付決定通知書

南砺市指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市文化芸術振興事業補助金については、南砺市文化芸術振興事業補助金等交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金等の額 金 円

2 補助対象事業の目的及び内容

3 補助金等の交付の条件

様式第3号(第8条関係)

南砺市文化芸術振興事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)南砺市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市文化芸術振興事業を次のとおり(変更・中止・廃止)したいので、承認されたく、南砺市文化芸術振興事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

変更

1 中止 の理由

廃止

2 交付申請額 変更前の額 金 円

変更後の額 金 円

3 変更の内容

様式第4号の1(第9条関係)

南砺市文化芸術振興事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)南砺市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市文化芸術振興事業を次のとおり実施したので、南砺市文化芸術振興事業補助金等交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

(注) 関係書類は、市長が別に定めるものを除き、補助金等交付申請書の様式に準じて作成すること。

様式第4号の2(第9条関係)

南砺市文化芸術振興事業補助金成果報告書

事業目的	
事業内容	
年度 活動補助金 の成果	

(注)補助金交付決定通知書に記載された補助対象事業の目的に対し、どのような成果・効果があったのか、具体的に記載願います。

様式第5号(第10条関係)

南砺市文化芸術振興事業補助金補助金確定通知書

南砺市指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 様

南砺市長 印

年 月 日付けで提出された南砺市文化芸術振興事業補助金実績報告書を審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、南砺市文化芸術振興事業補助金等交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金の確定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

南砺市文化芸術振興事業補助金（概算払）請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

団体名

所在地又は住所〒

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令第 号で補助金確定の通知があった南砺市文化芸術振興事業補助金について、南砺市文化芸術振興事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 受領済額 円

3 今回請求額 円

※概算払の場合は、概算払を必要とする理由も記入してください。

4 振込先※

補助金交付申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください

金融機関名		本支店名							
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

市使用欄

歳出科目（節）	請求日 <input type="checkbox"/>	請求者 <input type="checkbox"/>	検収印
支払予定日 年 月 日	支払額 <input type="checkbox"/>	口座番号 <input type="checkbox"/>	

受付印

